

下田市サテライトオフィス等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な働き方を促進し、市内の雇用場の確保、地域経済の活性化及び移住・定住の促進を図るため、市内に新たにサテライトオフィス等を整備する者に対し、予算の範囲内において下田市サテライトオフィス等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、下田市補助金等交付規則（平成30年下田市規則第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む法人及び個人事業主をいう。
- (2) サテライトオフィス等 事業者が本拠とする事務所から離れた場所に開設する事務所（以下「本社等」という。）であって遠隔操作ができるよう通信機能等を備えたもの又は既存の本社等を移転させるために新たに開設する事務所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に本社等又は事業所を設置していないこと。
- (2) 下記の要件のいずれかに該当するものであること。
 - ア サテライトオフィス等に常勤の役員又は常勤被雇用者を1人以上配置することができる事業者であること。ただし、サテライトオフィス等を開設する事業者が個人の場合は、その者を含むことができる。
 - イ 市外から市内に本社等を移転する事業者で、事業の業種が別表第1に掲げる業種のいずれかに該当するICT・サービス関連事業であること。
- (3) 納税義務がある市区町村において、市区町村税を滞納していないこと。
- (4) サテライトオフィス等として3年以上運用することを誓約できること。
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (6) サテライトオフィス等の設置が、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反していないこと。
- (7) 下田市暴力団排除条例（平成23年下田市条例第10号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 貸金業を行う者
- (2) 商品先物取引に関する事業を行う者
- (3) 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同法第2条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。）その他これに類する方法により物品の販売、役務の提供その他行為を行う者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第

2条第2項に規定する風俗営業者

(5) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行う者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、サテライトオフィス等の整備に係る改修費及び備品購入費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（補助対象経費について国、県等から補助金等の交付を受けている場合にあつては、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除して得た額とする。）の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、下田市サテライトオフィス等整備費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 下田市サテライトオフィス等整備計画書（様式第2号）

(2) 補助対象経費の見積書

(3) サテライトオフィス等の整備に着手する前の物件、設備等の状況が確認できる写真

(4) 履歴事項全部証明書又は開業等の届出書の写し

(5) 整備後の平面図（完成後のレイアウト等を明示した平面図）

(6) 整備を行う物件所有者の改修工事同意書（様式第3号）（賃貸の場合に限る。）

(7) 賃貸借契約書の写し（賃貸の場合に限る。）

(8) 整備を行う物件所有者を明らかにする書類

(9) 市区町村税の滞納のない旨を証明する書類（本市に納税義務がない者にあつては、法人の場合は本店所在地の市区町村、個人事業主の場合は居住する市区町村における市区町村税の滞納がない旨を証明する書類）

(10) 誓約書（様式第4号）

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、下田市サテライトオフィス等整備費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(変更申請及び承認)

第7条 前条第2項の規定により交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、下田市サテライトオフィス等整備費補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）に変更に係る関係書類を添え

て市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、整備に係る工事期間に変更が生じないもので、かつ、補助金の交付決定額の変更を伴わないものは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を下田市サテライトオフィス等整備費補助金変更（中止）決定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、サテライトオフィス等の整備完了の日（以下「完了日」という。）から起算して1月を経過した日又は完了日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、下田市サテライトオフィス等整備費補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

- （1） 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- （2） サテライトオフィス等の施工前及び施工後状況が確認できる写真
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、下田市サテライトオフィス等整備費補助金交付確定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により交付確定通知を受けた交付決定者は、下田市サテライトオフィス等整備費補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- （2） 前条第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めた場合
- （3） サテライトオフィス等の開設後3年未満に、サテライトオフィス等として活用しなくなった場合
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた場合

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをするときは、下田市サテライトオフィス等整備費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消し部分に係る補助金が交付されているときは、下田市サテライトオフィス等整備費補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、交付決定者のやむを得ない特別の事由があると市長が認め

るときは、補助金の返還を免除することができる。

（目的外使用等の禁止）

第11条 交付決定者は、サテライトオフィス等の開設後3年未満においては、当該サテライトオフィス等を他の用途に転用し、又はその権利を譲渡してはならない。

（帳簿の保管）

第12条 補助金の交付を受けた交付決定者は、サテライトオフィス等の整備に係る帳簿及び関係書類を、完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（下田市サテライトオフィス整備費補助金交付要綱の廃止）

2 下田市サテライトオフィス整備費補助金交付要綱（令和6年下田市告示第58号）は、廃止する。

（失効等）

3 この告示は、令和8年3月31日限り効力を失う。

4 交付決定者の補助金の交付後の取扱いについては、第10条から第12条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

情報通信業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、出版業、映像情報製作・配給業 など
学術研究、専門・技術サービス業	広告業、経営コンサルタント業、税理士事務所、デザイン業、商品非破壊検査業、機械設計業 など
職業紹介・労働者派遣業	職業紹介業、労働者派遣業

備考 対象業種は、統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 稿に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類を参考とする。